

「ガス安全高度化計画 2030」の 取り組み状況および振り返りについて (コミュニティガス事業者)

2025年12月3日

一般社団法人日本コミュニティガス協会

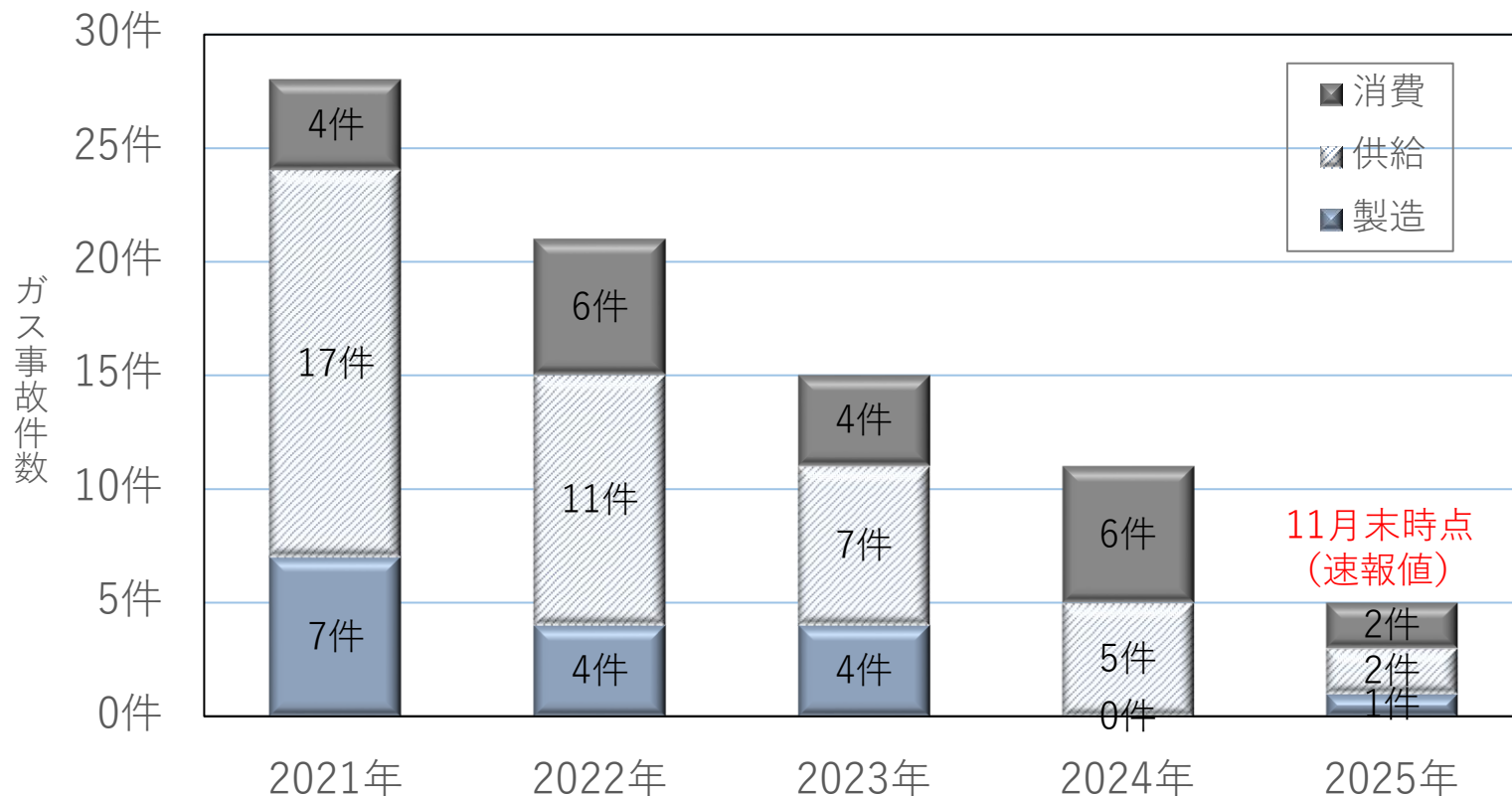
1. ガス安全高度化計画2030

» 安全高度化目標の達成に向けた実行計画（アクションプラン）

コミュニティガス事業に係る主なアクションプラン	
製造部門	〔特定製造所内での供給支障対策〕 ○作業ミスの低減に重点を置いた教育・訓練
供給部門	〔他工事事故対策〕 ○需要家敷地内対策（他工事事業者等への周知活動） ○道路対策（作業員レベルの周知・教育の徹底） 〔ガス工作物の経年化対応〕 ○本支管対策（優先順位に応じた取替えの実施等） ○灯外内管対策（優先順位に応じた取替えの実施等） 〔自社工事事故対策〕 ○自社工事に係る教育の徹底
消費部門	〔機器・設備対策〕 ○安全型機器・設備の更なる普及拡大 ○家庭用非安全型機器の取替え促進 〔周知・啓発〕 ○家庭用・業務用需要家に対する安全意識の向上のための周知・啓発
災害対策	○本支管の耐震化率の向上 ○防災訓練の実施

2. コミュニティーガス事業におけるガス事故の概要

» 2021年～2024年までのガス事故件数の推移

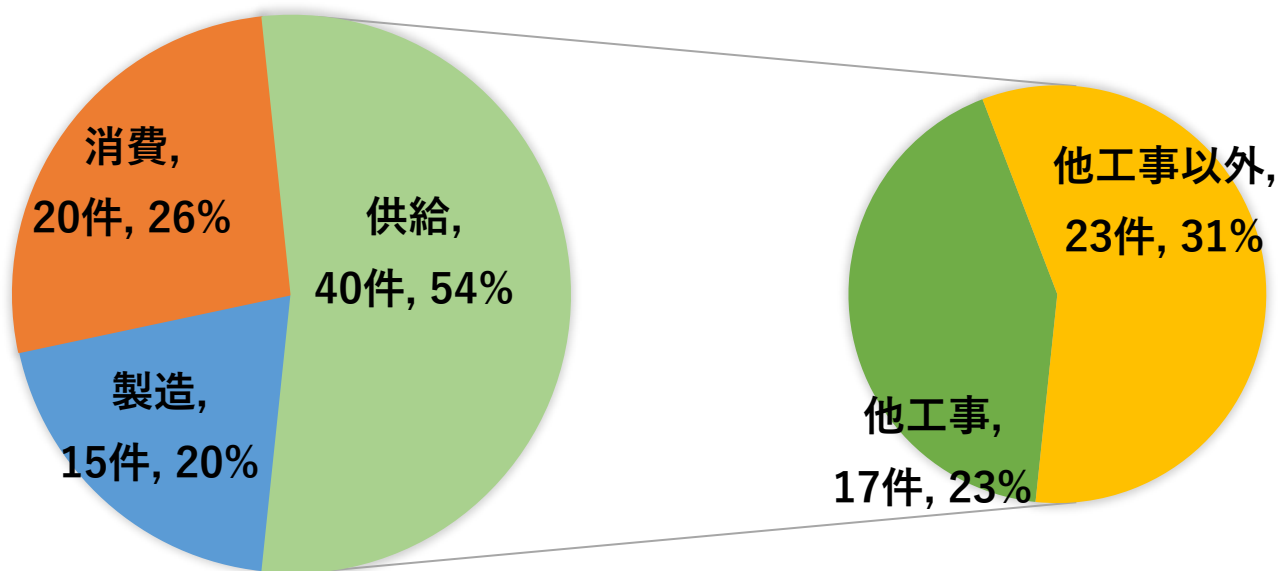


コミュニティガス事業における2021～2024年のガス事故件数は75件であり、2021年以降は減少傾向にある。部門別にみると、全体の事故件数うち供給部門が多くを占める。また、2024年は製造段階におけるガス事故は発生しなかった。

2025年11月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

2. コミュニティーガス事業におけるガス事故の概要

» 2021年～2024年までの5年のガス事故件数の傾向



コミュニティガス事業における4年間のガス事故は、製造部門が約20%、消費部門が約26%であり、供給部門については全体の50%強を占め、さらに供給部門の内訳の他工事についてはコミュニティガス事業の中では25%近くを占める。

2025年11月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

2. コミュニティーガス事業におけるガス事故の概要

» ガス安全高度化計画2030の指標との比較

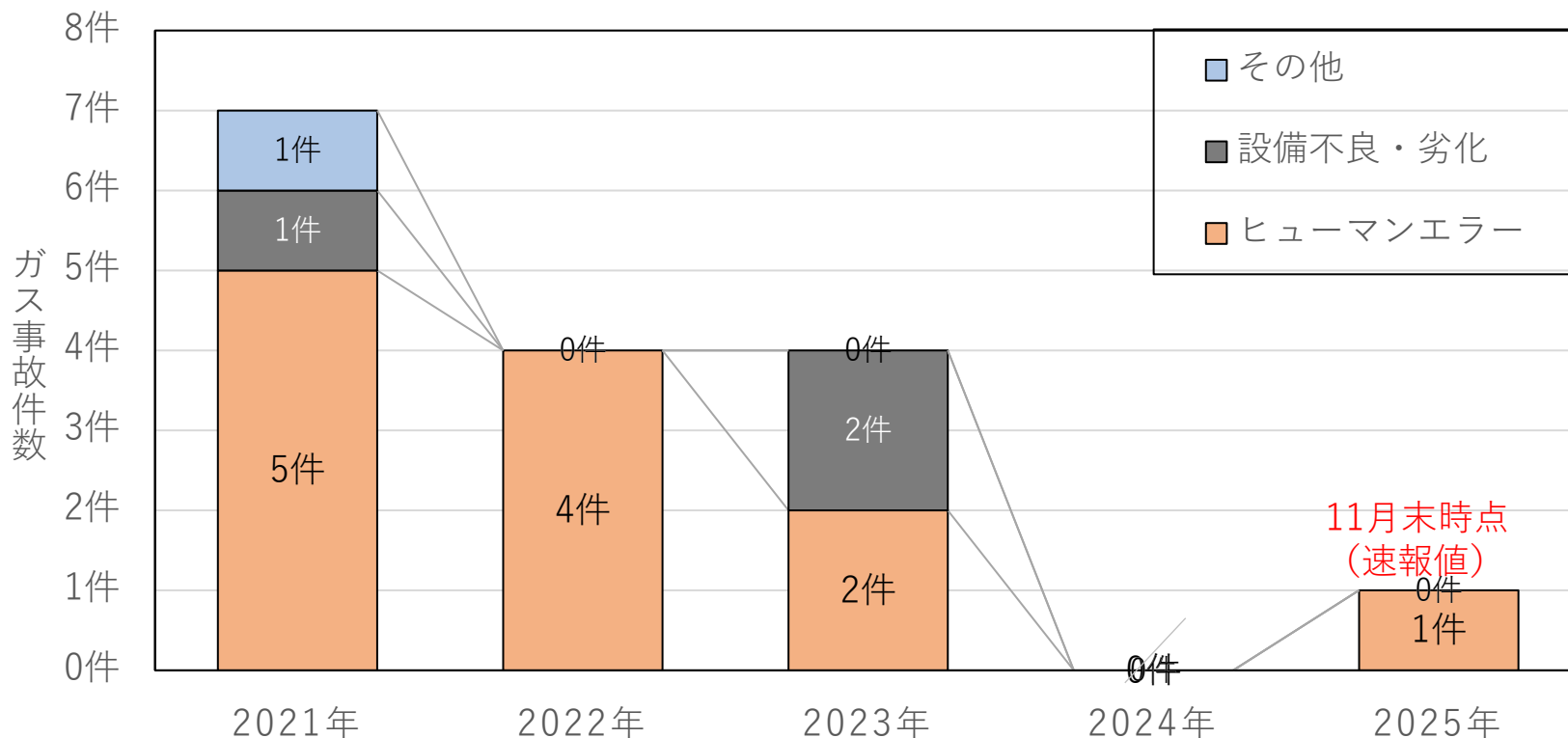
		安全高度化指標 (2030年時点/年)	2024年の事故発生件数	過去4年間の事故発生 件数 (平均) (*1)
全体	死亡事故	0～1件未満	0件	0件
	人身事故	20件未満	3件	2.75件
製造 部門	死亡事故	0～0.2件未満	0件	0件
	人身事故	0.5件未満	0件	0件
供給 部門	死亡事故	0～0.2件未満	0件	0件
	人身事故	5件未満	3件	1.75件
消費 部門	死亡事故	0～0.5件未満	0件	0件
	人身事故	排ガスCO中毒事故 5件未満	排ガスCO中毒事故 0件	排ガスCO中毒事故 0.25件
		排ガスCO中毒事故以外 10件未満	排ガスCO中毒事故以外 0件	排ガスCO中毒事故以外 0.75件

(*1) コミュニティーガス事業における2021年～2024年の4年間の事故件数の平均。

2025年11月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

3. 製造部門におけるガス事故と対応

» 製造部門におけるガス事故の推移



製造部門におけるヒューマンエラーに関係する事故は、ガス切れ、ガス工作物の誤操作及び感震遮断装置の誤作動があるが、2024年は発生しなかった。ガス安全高度化計画のアクションプランにある「作業ミスの低減に重点を置いた教育・訓練」を引き続きガス事業者へ保安運動等を通じて要請していく。

2025年11月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

3. 製造部門におけるガス事故と対応

» 製造部門におけるヒューマンエラーによるガス事故への対応

コミュニティーガス事業 保安教育の手引き

令和6年6月

一般社団法人 日本コミュニティーガス協会

1. 製造に関する保安教育

1. 1 特定ガス工作物^(※)等の維持管理

ガス小売事業者はガス工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するよう維持するため、当該事業者が自ら定める保安規程に基づき、巡視、点検及び検査を行わなければなりません。

(※) 特定ガス工作物とは、ガス工作物のうち特定ガス発生設備及び経済産業省令で定めるその附属設備（調整装置・特定ガス発生設備の設置場の屋根及び障壁）をいう（法第123条、規則第187条）。ガス工作物における位置付けは以下のとおり。

ガス 工 作 物	特定 ガス 工 作 物	発生 設備	特定 ガス	高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に規定する規格又は技術上の基準に適合する容器
				当該容器内において発生するガスの集合装置
				当該容器に附属する気化装置
		附属 設備	調整装置	
			特定ガス発生設備の設置場の屋根及び障壁	
	導管等、その他の工作物			

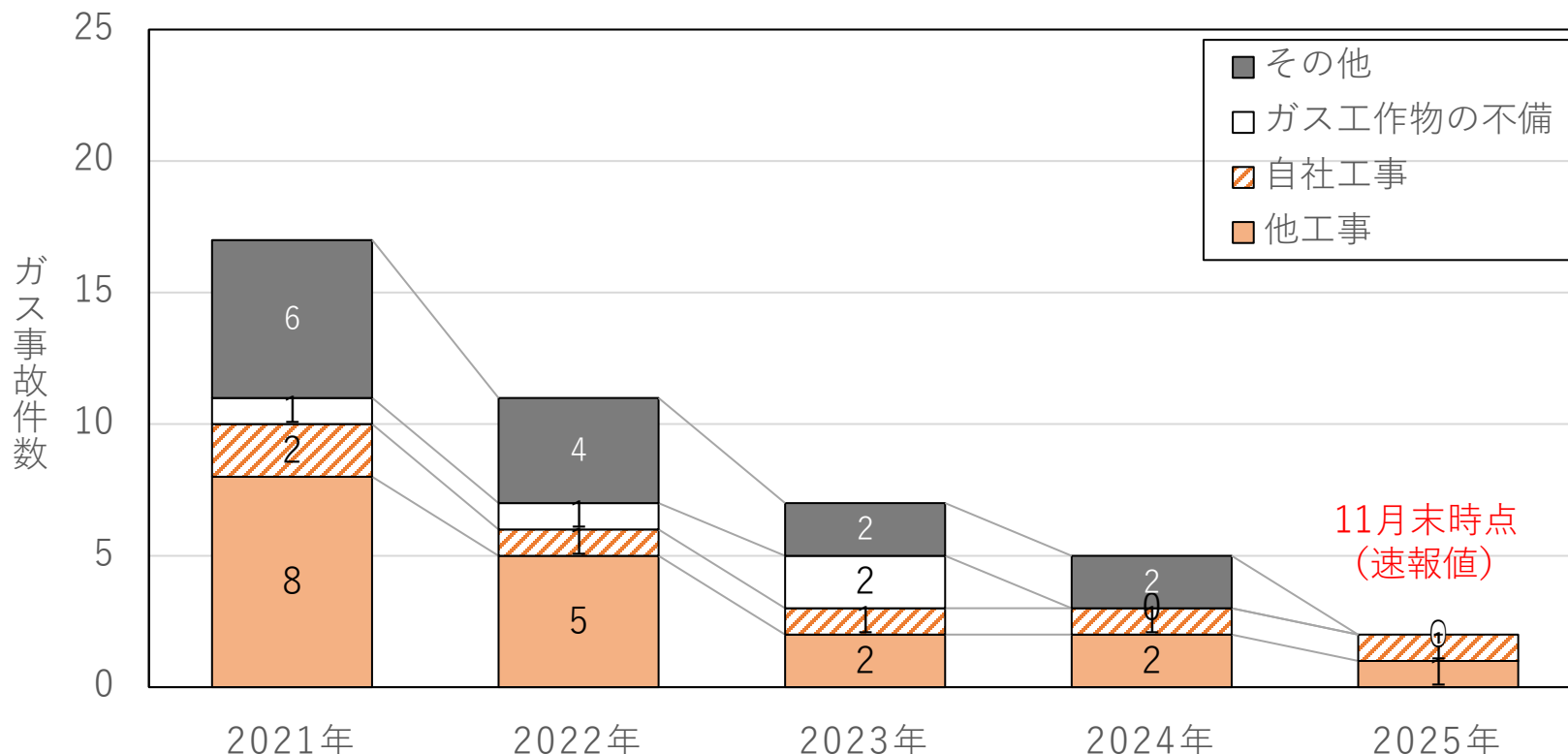
1. 1. 1 特定ガス工作物等の巡視・点検・検査の頻度及び内容について

巡視・点検・検査の頻度及び内容は、遠隔監視システムを設置している場合と設置していない場合とで以下のように区別されています。

2024年度に発刊した「コミュニティーガス事業 保安教育の手引き」において、ガス安全高度化計画2030に示されるアクションプラン「作業ミスの低減に重点を置いた教育・訓練」を踏まえ、ガス工作物の巡視・点検・検査による適切な維持管理を要請した。

4. 供給部門におけるガス事故と対応

» 供給部門におけるガス事故の推移



2021～2024年における供給部門では、ガス事故全体の50%程度を占めるものの、その事故件数自体は減少傾向がみられる。それは供給部門の多くを占めていた他工事によるガス事故の減少によるものと推察される。しかし、他工事並びにガス事業者自らが行う工事（自社工事）による事故は毎年発生しているため、その撲滅に努めていかなければならない。

2025年11月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

4. 供給部門におけるガス事故と対応

» 他工事事故対策

他工事事故（※1）の発生状況と会員事業者が実施した他工事事業者に対する啓発

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
他工事事故	8件	5件	2件	2件	1件（※2）
他工事啓発	約12,000社	約13,000社	約13,000社	約13,000社	（一）



様式1（会員報告用）
 一般社団法人 日本コミュニティガス協会 支部長 殿
 事業年度 _____
 担当 氏 _____
 2025年度保安点検検査推進運動実施報告書
 1. 実施期間 自 _____ 年 _____ 月 _____ 日 至 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 2. ガス小売事業の概要
 供給地点群 A. _____ 地点群 B. _____ 箇所 C. _____ km D. _____ 箇所
 (注) CにはPE管を除く総延長を記入し、() 内にはPE管を含む総延長を記入する。
 3. 実施した運動の項目と回数
 (1) 従業員安全教育・講習・訓練の実施状況

運動項目	実施回数	参加者数	備考
① 従業員安全教育	回	名	
② 安全管理体制の確認	回	名	
③ 緊急出動訓練	回	名	
④ 通報訓練	回	名	
⑤ その他実施事項	回	名	

 (2) 事故防止対策の啓発等を実施した対象他土工事業業者の数

啓発等を実施した他土工事業業者の種類別数	水道	下水	道路	土木	建築	電気	その他	合計
社	社	社	社	社	社	社	社	社

 具体的な啓発等を実施した方法*
 (3) ガス工作物の点検・検査の実施状況
 点検実施地点群数 E. _____ 箇所 (注A) %
 点検実施特定製造所 F. _____ 箇所 (注B) %
 検査実施特定製造所 G. _____ 箇所 (注B) %
 (注) PE管を除く総延長で除算する。
 (注) PE管を含む総延長で除算する。
 (注) ⑧ 実施項目・概要等*
 *印刷欄、255文字以内は適宜省略して記載する

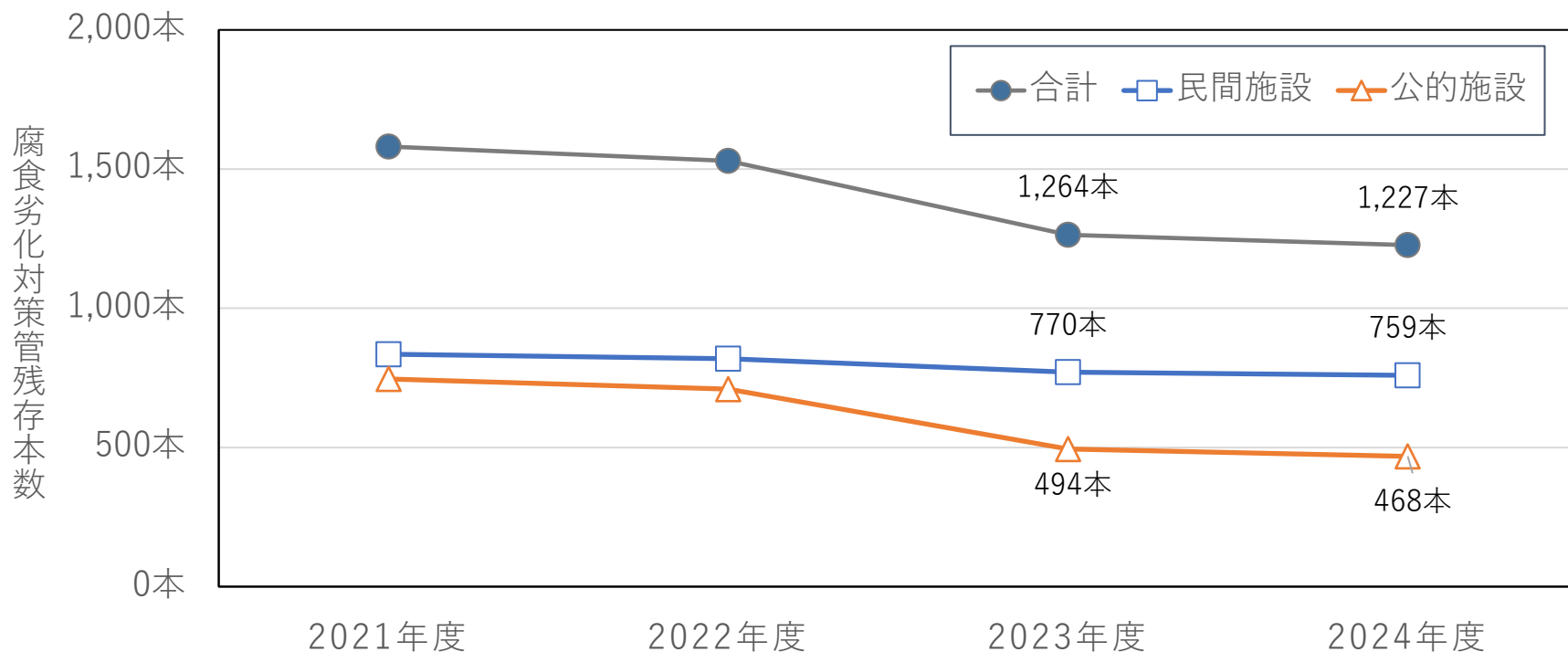
（※1）事故件数は暦年。
 （※2）11月末時点（速報値）

（※3）毎年展開する保安点検検査推進運動では、会員事業者（約1,200者）から他工事業者へガス事故防止について周知・啓発した企業数を報告してもらう。

2025年11月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

4. 供給部門におけるガス事故と対応

» ガス工作物の経年化対応（保安上重要な建物における灯外内管）



需要家敷地内に敷設される灯外内管にも白ガス管等が使用されており、本支管同様PE管等への交換をガス事業者へ促してきた。その結果、2011年度時点において約8,100本あった対策が必要な灯外内管は図のとおり取替等が進められた。

一方で、灯外内管は需要家資産でもあり、需要家の協力なくして交換は実施できないため、費用面等需要家個々に応じた改善折衝が必要であり、国作成の周知文書等も活用するよう業務機会を通じ要請した。

2025年11月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

4. 供給部門におけるガス事故と対応

» 自社工事事故対策

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
自社工事事故	2件	1件	1件	1件	1件
うち、人身事故	2件	0件	0件	1件	1件

コミュニティーガス事業の事故事例集

(平成22年～令和元年)

一般社団法人 日本コミュニティーガス協会

(2) 導管工事（自社工事）における事故防止対策

導管工事による過去10年間ににおける事故件数は24件で供給段階の約14%を占めている。現象別にみると表4より供給支障の他に着火・爆発10件、酸欠4件発生し、酸欠4件については死亡者1名、負傷者5名であった。また、導管工事においてガス事故に至った要因を図15に示す。要因としては、活管切断時、ガスバグの使用時や掘削溝内にガスが滞留したことが比較的多くを占めており、また、切替操作ミスやサービスチーズトッパーが適切に施工されていなかった場合もみられるが、複数の要因にまたがっているものもある。

導管工事における事故を防ぐには、まず自社工事にあたって、事前に工事内容・手順の確認、作業時の注意や着火・爆発や酸欠を含めた危険予測、それらに対しての準備を十分に行うことが必要である。しかしながら、作業員自身ガスの危険性を十分理解しているはずにも係らず、思い込み、確認不足、手順省略等により事故が起きてしまっている。したがって、施工手順や安全性について事前に十分検討し計画を立てて確実に実施し、作業前のミーティング等においても周知し、現場作業時には各自が確認を行い、作業を簡略しないで確実に行わなければならない。特に導管工事では酸欠による死亡事故が発生している為、酸欠事故防止の徹底が求められる。

前述の図3～5にあるように、全部門での事故の内、負傷者の70%以上、死亡者は全て供給

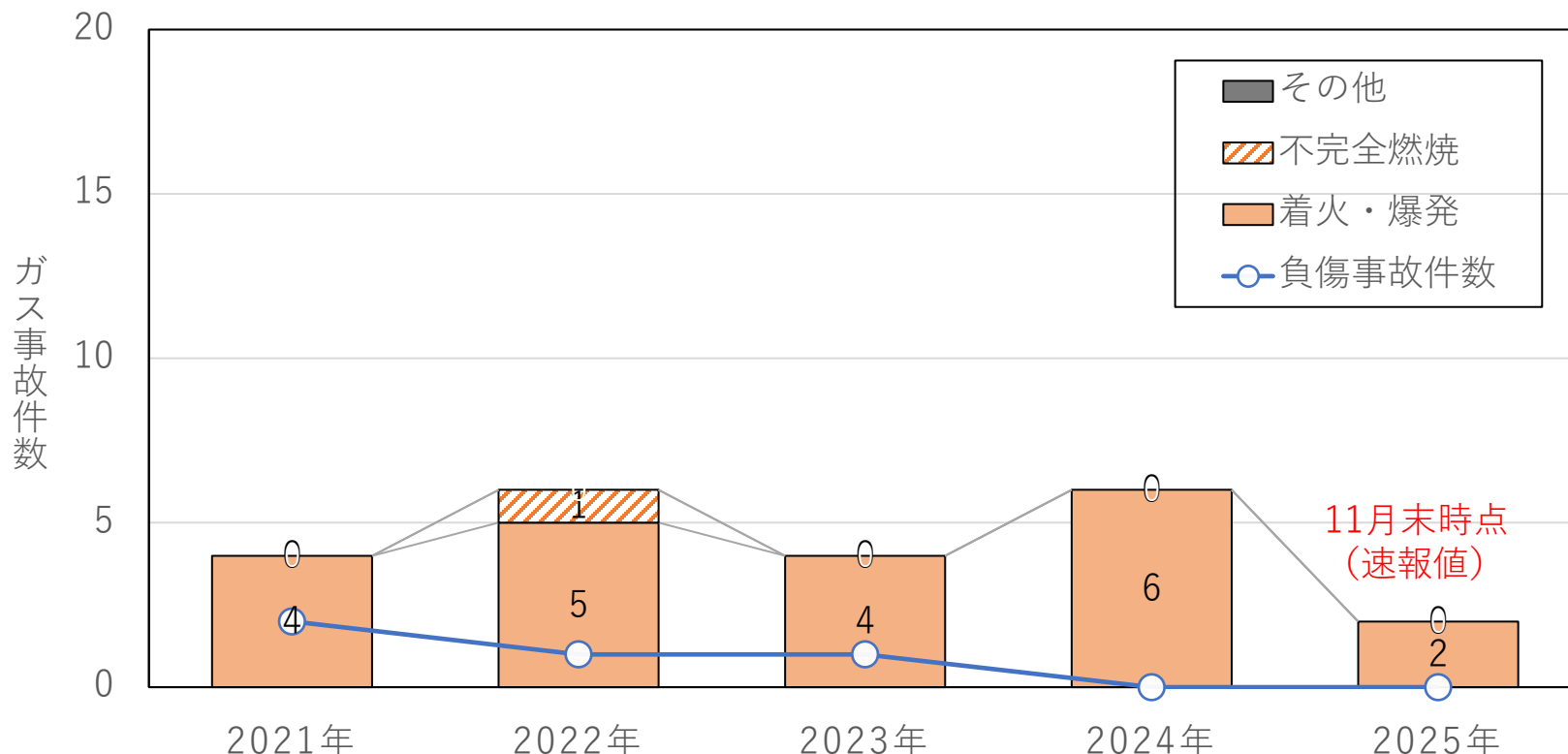
(※) 2025年の
数値は、11月末
時点の速報値。

ガス事業者が実施する導管工事等において、導管からのガスの噴出に伴う酸欠や着火・爆発による火傷等人身事故を防止するため、協会図書「コミュニティーガス事業の事故事例集」を活用し、ガス事故の発生状況、事故防止対策等の事故事例を保安教育で取り扱うよう促した。

2025年11月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

5. 消費部門におけるガス事故と対応

» 消費部門におけるガス事故の推移

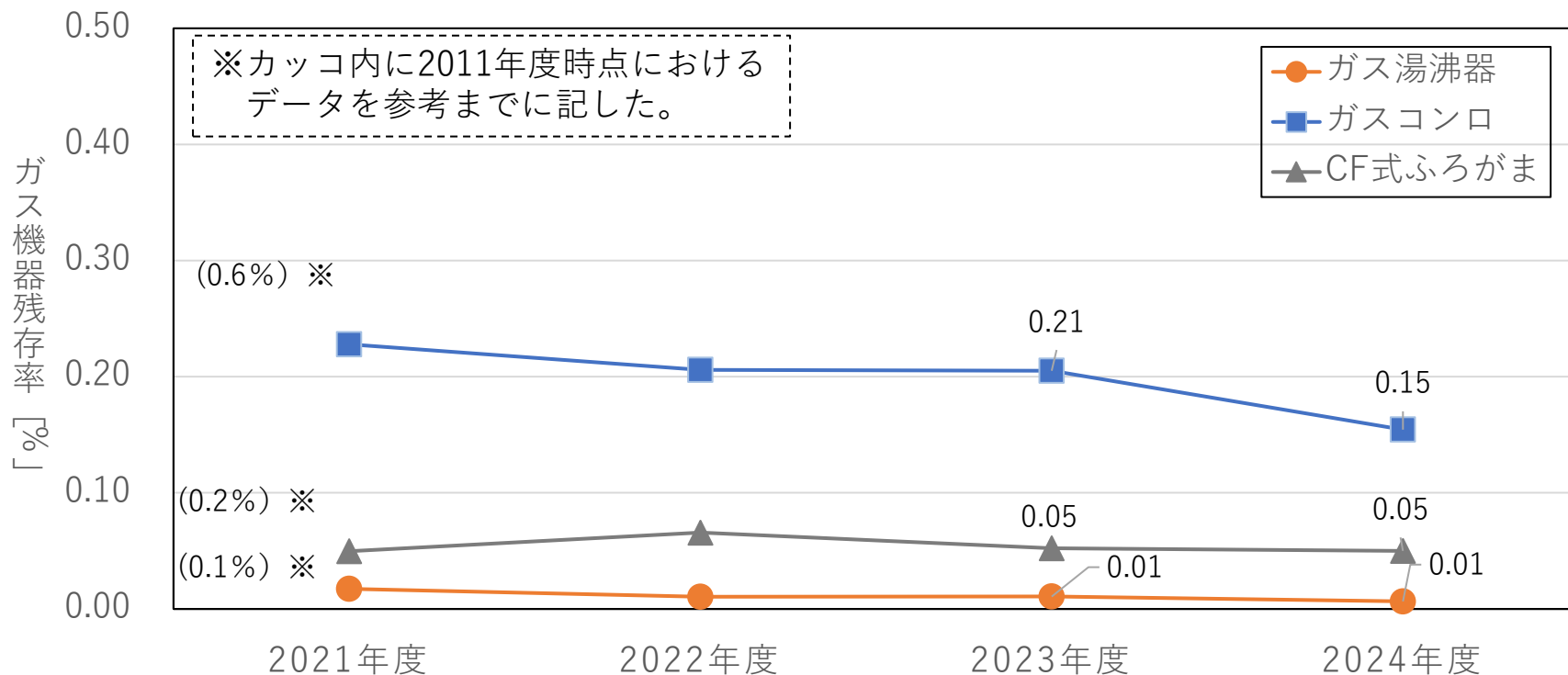


消費部門におけるガス事故は、ほとんどがガス機器等からの漏えいガスに引火する着火・爆発を伴うガス事故である。
また、人身事故に関しては着火等による火傷や不完全燃焼によるCO中毒が発生するが、この5年間で4件の発生である。そのうち1件はCO中毒事故であり、業務用厨房施設において4人がCO中毒となった（2022年）。

2025年11月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

5. 消費部門におけるガス事故と対応

» 要取替促進対象のガス機器への対応



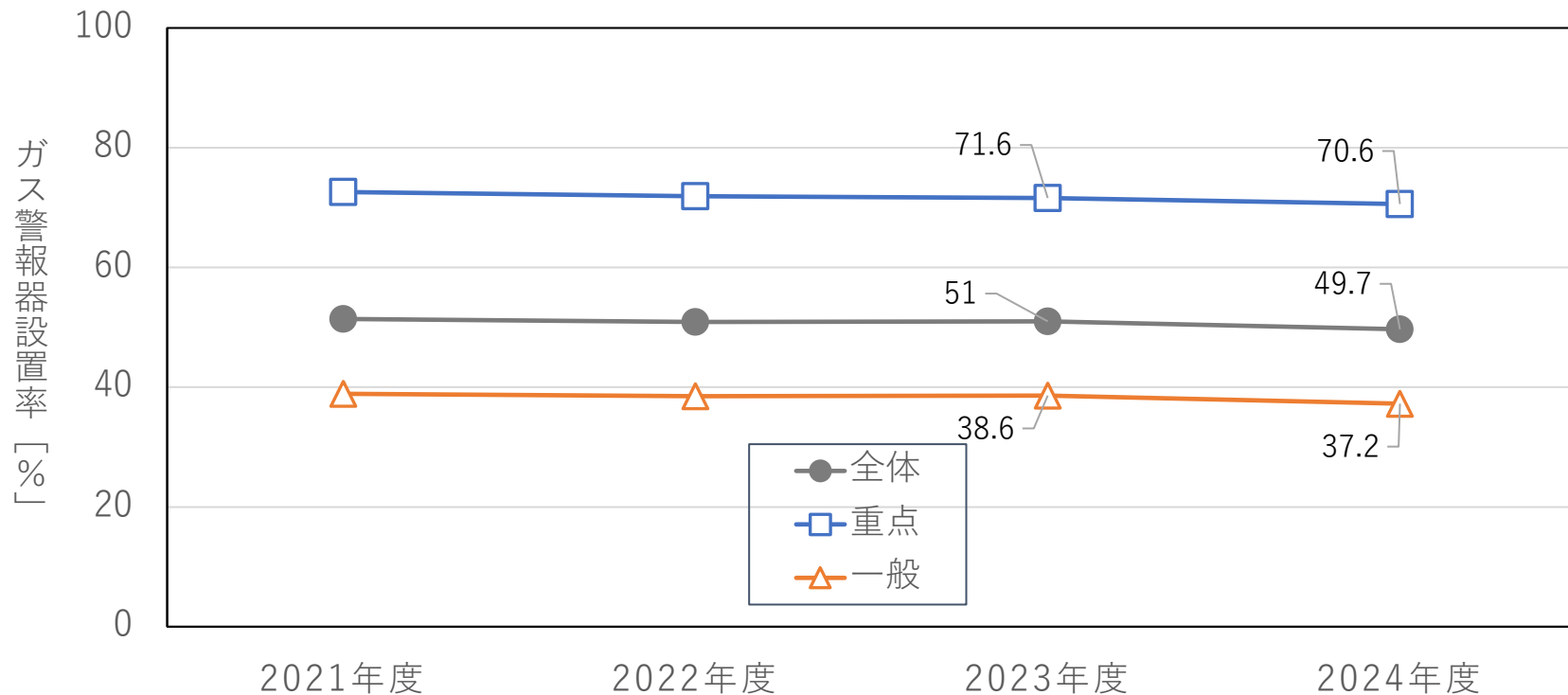
※ここでいうガス湯沸器、CF式ふろがまは不完全燃焼防止装置、ガスコンロは立ち消え安全装置のない非安全型の機器である。

消費部門においては、ガス安全高度化計画のアクションプラン「安全型機器・設備の更なる普及拡大」、「家庭用非安全型機器の取替促進」のため、要取替促進対象のガス機器の残存数を把握し、会員事業者が実施する展示会等を含めた各種業務を通じて需要家に対し、安全型機器への取替、普及について促した。

2025年11月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

5. 消費部門におけるガス事故と対応

» ガス警報器の設置促進



重点：集合住宅、業務用施設、公共施設 など
一般：戸建住宅の一般需要家

毎年度、ガス警報器等設置促進運動を展開し、ポスターの掲示等により、需要家へ周知啓発を促している。コミュニティーガスの需要家におけるガス警報器の設置率は、2024年度で49.7%となっており、万一のガス漏えいによる事故防止のため、更なる普及・促進を図る。

2025年11月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

6. 災害対策

» 本支管の耐震化率の向上

調査年度	総延長 (km)	耐震管延長 (km)	耐震化率 (%)	PE管延長 (km)	PE管比率 (%)
2012	16,319	13,393	82	10,469	64
2017	16,107	14,082	87	11,881	74
2024	15,188	13,228	87	11,576	76

埋設されたガス導管のうち腐食しやすい白ガス管等については、腐食に強く、また、地震等災害にも強いポリエチレン管（PE管）等への交換をガス事業者へ促してきた。ガス事業者は、保安規程に規定する優先順位を考慮した計画的な入替を実施した結果、PE管等の耐震性のある導管が敷設された割合（耐震化率）は、2024年度時点において本支管で約90%となった。

2025年11月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

6. 災害対策

» 防災訓練の実施

協会主催の防災訓練の実績（全10支部の実施回数と参加者数）

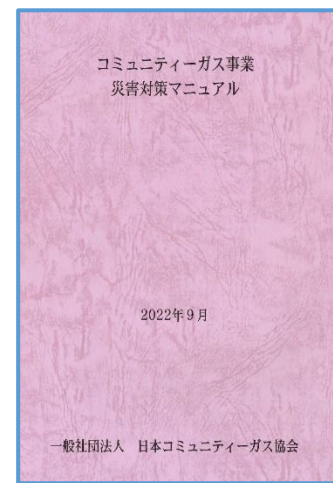
2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
9回	13回	15回	16回	
約900人	約1,200人	約1,400人	約 1,600人	

2022年度に災害対策マニュアルを発刊し、継続して災害対応について啓発を図っている。

【防災訓練の実施状況①】



【防災訓練の実施状況②】



協会支部では、会員事業者から成る防災組織（支部防災会）により、緊急出動や通報等に係る防災訓練を実施することとしている。その定めに従い、毎年、防災訓練を実施し、非常時における対応能力の維持・向上に努めている。

2025年11月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

ガス安全高度化計画2030の 取り組み（2021～2024）の振り返り

1. ガス事業法令遵守のための手引き

» コミュニティガス事業がよくわかる業務と保安・技術の発刊

新 版

コミュニティガス事業がよくわかる
業務と保安・技術のQ&A

一般社団法人 日本コミュニティガス協会

目次（保安・技術編）			
分類	No.	質問内容	ページ
【保安規程関係】	1	ガス小売事業者が保安規程を定める理由は何ですか？	1
	2	ガス小売事業者が保安規程に規定している事項は？	
	3	保安教育で必ず取り扱わなければならない事項は？	
	4	保安教育を行う者の資格要件は？	
	5	緊急自動車保有の必要はあるか？	
	6	7日に1回以上行う点検・点検は、どのような内容で行うのか？	
	7	遠隔監視によるガス工作物の点検を行う際の留意事項は？	
	8	サイバーセキュリティ対策は必要か？	
	9	特定製造所の点検・点検の実施者は？	
	10	特定製造所の点検・点検の点検項目は？	
	11	ガス主任技術者を確保するに当たっては、どのような条件を満たす必要があるのか？	
	12	ガス主任技術者を他の供給地から確保する必要があるのか？	
	13	応急措置をとる者について資格の要否はあるのか？	
【製造関係】	14	保安物件までの距離距離に制限はあるのか？	
	15	また、遊石等の規定と何か違いはあるのか？	

コミュニティガス事業に関するQ&A（保安・技術編）

【保安規程関係】

Q1
ガス小売事業者が保安規程を定める理由は何ですか？

A1
ガス事業法では「自己責任の原則」と「関与の範囲を最小限にする」との観点から、「ガス工作物の技術上の基準」を定めて、ガス事業者がガス工作物をこれに適合するよう維持する義務を課したうえで、ガス事業者の自主的な保安業務の遂行とその体制整備・確立を図るため、ガス主任技術者制度を設けるとともに、保安規程を作成する義務を課している。

このため、ガス事業者は保安規程を定め、ガス主任技術者を確保したうえで、自主保安体制を確立し、自己責任による安全性確保を行って、ガス工作物を技術上の基準に適合するよう維持し、公共の安全を確保しなければならない。

上記の理由から保安規程に関し、ガス小売事業者がなすべきことは法第24条以下のとおり規定されています。

① ガス小売事業者は、ガス小売事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安規程を定め、事業（使用面検査を含む）にあたっては、その工事の開始前に経済産業大臣に届け出なければならない。

② ガス小売事業者及びその従業員は、保安規程を守らなければならない。

一方、「経済産業大臣は、ガス小売事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、ガス小売事業者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる」と規定されています。

なお、保安規程を定めるのは、自社（ガス小売事業者）の責任において定めるものであり、協会の作成したものをそのまま利用するのではなく、社内の事情等を踏まえつつ、また保安レベルを落とすことなく、実態と適合しないような規程を作成することが大事です。

Q2
ガス小売事業者が保安規程に規定しなければならない事項は何ですか？

A2
保安規程に定める事項は施行規則第24条第1項以下のとおり規定されています。

1 ガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。

コミュニティガス事業がよくわかる Q&A（保安・技術編）について

2025年〇月〇日
日本コミュニティガス協会

〔2025年4月発行〕

2017年4月の改正ガス事業法の施行について、会員事業者からの質問等を踏まえ整理しQ&A形式としてお示しすることにより、ガス事業法令の遵守並びにコミュニティガス事業の適切な運営の一助となるよう作成したものである。

保安・技術編では、2017年4月以降のガス事業法令の改正内容も取り入れ、適切なガス工作物の工事・維持・運用並びに需要家への周知調査業務が行われるよう2025年度の保安講習会等の場で広く周知している。

2. 保安教育の適切な実施

» コミュニティガス事業保安教育の手引きの発刊



【保安規程】 特定製造所に係るガス工作物の災害防止のための応急措置に従事する者に対する教育

ガス工作物の運転、操作要領

1. 自然気化方式(容器)

【特定製造所におけるLPガス容器(以下「容器」という)による自然気化方式】

(1) 運 転 前(供給開始時及び再開時)

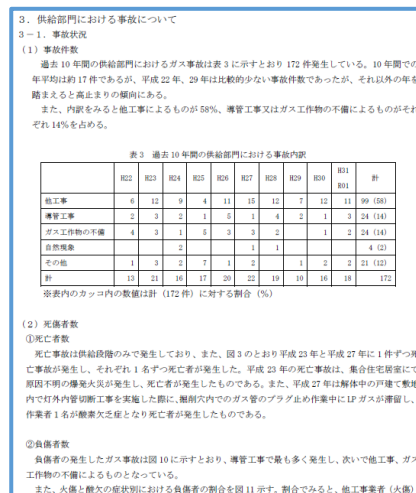
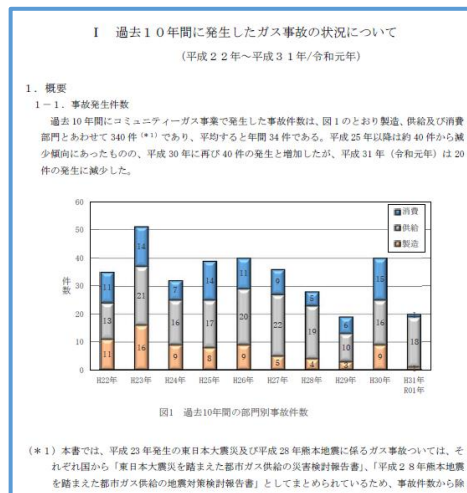
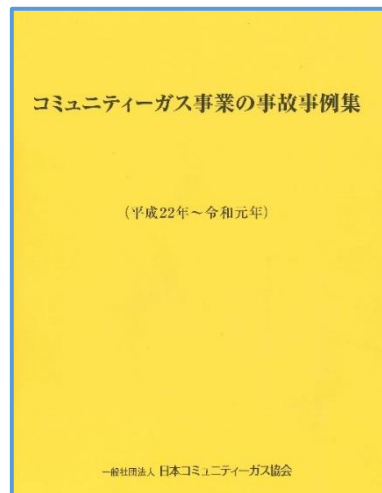
- イ 充てん容器と高圧ホース(又はビッグテイル)及び集合管がそれぞれ結合しており、容器弁、根元バルブ(ヘッダーバルブ)、止弁等が閉じていることを確認する。
- ロ 容器弁及び根元バルブ、集合管の止弁を開き、一次圧力及び二次圧力の圧力計、自動切替調整装置の表示機構、自記圧力計等の各機器の作動が正常であることを確認する。
- ハ 配管の接続部やバルブのグランド部等からのガス漏えいがないことを臭気及び発泡液又はガス検知器等で確認する。
- ニ 配管出口の止弁(以下「導管元弁」という)を徐々に開いて導管内の圧力と均圧状態とし、ガスの異常な流れがないことを各々の圧力計、基メーター又は流音等により確認した後、同元弁を全開にして供給を開始する。
- ホ 容器の転倒防止措置(鉄杵又は鎖掛け等)が確実であることを点検する。

〔2024年6月発行〕

本書に係る今回の改訂では、保安教育資料の準備・作成に関する会員事業者からの相談や問い合わせを鑑み、保安規程並びに保安業務規程に定める教育内容の参考例を電子データでCDに収めたものであり、また、電子データには実際に行う保安教育を考慮し説明の一助になるようなポイントを付記している。本書を活用し、保安教育の徹底を会員事業者へ要請した。

3. ガス事故防止対策

» コミュニティーガス事業の事故事例集の発刊



Ⅲ 事故事例と再発防止策

1. 製造部門

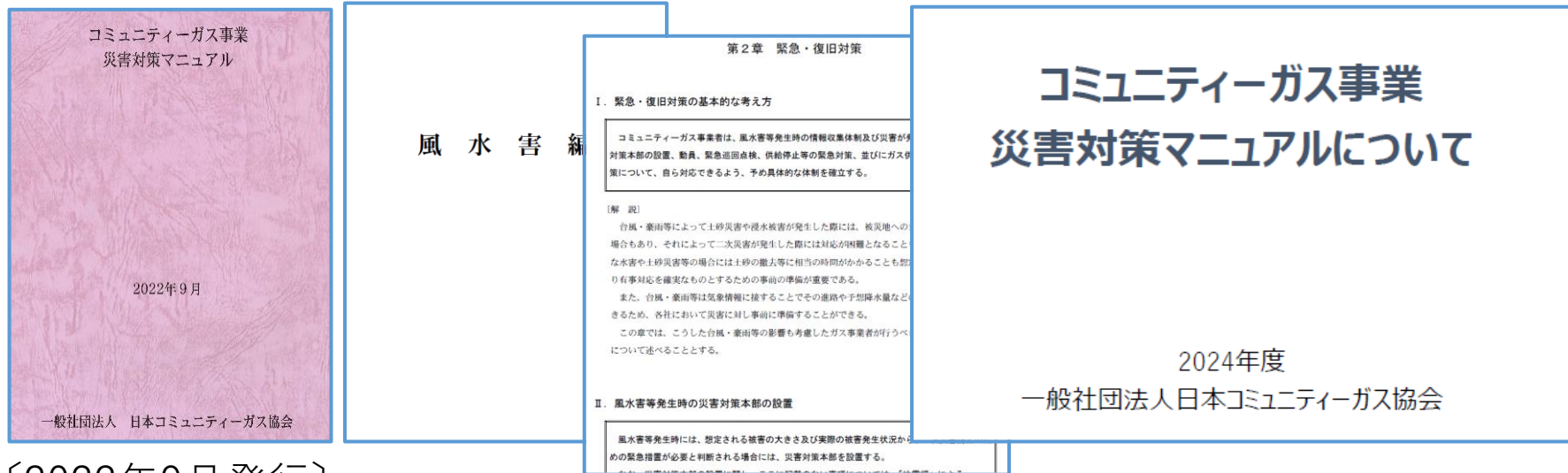
事故件名	平成30年4月2日 18時07分
発生日時	平成30年4月2日 18時07分
被害状況	供給区域(60戸、1時間32分)
事故概要	○建物区分：一般集合住宅 ○地点数：104地点 ○能力：50kg容器16本×2系列(自然燃化方式) ○概要 ・「ガスが出ない」との入電が複数あり、特定製造所に急行したところ供給圧力が0kPaであった。 ・各バルブを閉止後、片側(使用側)50kg容器16本を交換した。 ・片側系統の根元バルブを操作し、圧力計を確認後、元バルブを操作し、ガスの供給を再開した。 ・60戸の需要家に開始一巡 ・翌日、片側(予備側)50kg容器16本を交換した。
事故原因	直近4回の配達は、担当の配達者が担当のためであったため、代理の配達者が配達していた。代理の配達者への教育が不足により、容器交換時に使用側のみを交換し、使用側、予備側の切替バルブの操作も行っていなかった。 冬期であったこともあり需要量が多く、予備側の負い込みが続いていたが、容器交換時、日常点検時に気づかず使用側、予備側ともに残量がなくなり供給圧力が発生した。
事故対策及び再発防止策	①事故配達先への外部教育の実施 ・OJT教育の実施 配達側から交換までの作業確認 容器交換時の予備側も含めた残量確認 作業後のバルブ確認 使用側・予備側の相互交換の確認 委託配達先へ配達者の技術レベルの標準化に向けた教育カリキュラムの見直し ・保安教育の実施(日常点検の再確認、配達状況の確認) ②日常点検項目の確認

[2022年6月発行]

協会では技術委員会を開催し、ガス事故詳細の対象となるガス事故についてはすべて対応状況、事故原因並びに再発防止策等を紹介し意見交換を実施している。「コミュニティガス事業の事故事例集」は、2010年から2019年までのガス事故詳細の対象となるガス事故をとりまとめ、全体のガス事故の傾向、製造・供給・消費各部門別のガス事故の発生状況、傾向及び再発防止策を記載している。また、特徴的なガス事故をピックアップしガス事故の詳細を記載し、実際のガス事故の発生状況や対応状況についても掲載している。技術委員会資料や本書を各社において行う保安教育の場で活用していただくよう要請している。

4. 災害対策

» コミュニティガス事業 災害対策マニュアルの発刊



〔2022年9月発行〕

「コミュニティガス事業 災害対策マニュアル」は、2018年に西日本で発生した「平成30年7月豪雨」、2019年に発生した「令和元年台風19号」により、いずれも雨による冠水被害が発生し、その被害は特定製造所や団地全体に及ぶものもあったことから発刊した。

それまでの「地震防災対策マニュアル」を地震編とし、新たに風水害に対する設備対策、緊急対策、復旧対策等を風水害編として収めたものである。コミュニティガス事業者として行動すべき、発災時の災害対策本部の設置、動員基準並びに緊急停止判断、また、復旧対応等について記載している。

5. 災害対策

》 地震対策等実施状況に係るアンケート（2024年度実施）

2024年度地震対策等実施状況の調査

下記の質問項目を確認していただき、Aページの調査票に回答を記入してください。
この調査の回答については、団地ごとではなく、事業者ごとでお答えください。

【質問項目】

1. 地点群（団地）数及び立地環境等について

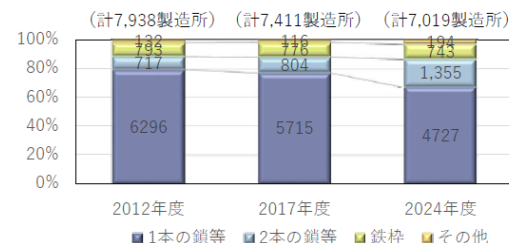
1. 地点群数	【回答1】 地点群
2. 特定製造所数	【回答2】 地点群
3. 自治体が公表するハザードマップについて	
(1) ハザードマップにはどのような項目が記載されていますか。以下のa～eに該当する項目を公表している自治体（市区町村）内に所在する地点群の個数をお答えください。	
a. 津波により浸水が想定される範囲	【回答3】 地点群
b. 地震により液状化が想定される範囲	【回答4】 地点群
c. 急傾斜地崩壊危険区域	【回答5】 地点群
d. 水害（洪水・内水氾濫等）が想定される範囲	【回答6】 地点群
e. その他危険が想定される範囲（その他の具体的な内容もお答えください。）	【回答7】 地点群
(2) ハザードマップを参照した結果、地点群の立地場所は、被害が想定される範囲内に入りますか。	
a. 津波により浸水が想定される範囲内の地点群	【回答8】 地点群
b. 地震により液状化が想定される範囲内の地点群	【回答9】 地点群
c. 急傾斜地崩壊危険区域内の地点群	【回答10】 地点群
d. 水害（洪水・内水氾濫等）が想定される範囲内の地点群	【回答11】 地点群
e. その他危険が想定される地点群（その他の具体的な内容もお答えください。）	【回答12】 地点群
*1 津波の高さと関係なく、浸水の可能性がある範囲内の地点群数を回答してください。	
*2 危険度がランク分けされている場合は、「可能性が高い」「液状化しやすい」と同等の危険度、又はこれ以上の危険性がある危険度となっている範囲内の地点群数を回答してください。	
1. 燃費自動ガス遮断装置を設置済みの特定製造所の数	【回答13】 地点群
2. 燃費自動ガス遮断装置が未設置の特定製造所の数	【回答14】 地点群
これ以降の質問(3)～(6)は、前問(2)の未設置の特定製造所についてお尋ねします。 (燃費2)に該当する特定製造所が複数ある場合は、その数をお答えください。	
3. 特定製造所の構内等に人が常駐して、必要に応じて遮断バルブを操作して、速やかにガスの供給を停止できる特定製造所の数	【回答15】 地点群
4. 燃費自動ガス遮断装置を今後設置する予定の特定製造所の数	
① 今後設置を予定している	【回答16】 地点群
② 設置の予定はない（設置しない理由もお答えください。）	【回答17】 地点群
※ 燃費自動ガス遮断装置は、燃費自動ガス遮断装置（燃費自動ガス遮断装置）と燃費自動ガス遮断装置（燃費自動ガス遮断装置）の2種類があります。	

2024年度地震対策等実施状況の調査結果並びに災害対策について

2025年〇月〇日
日本コミュニティーガス協会

2. 特定製造所における地震対策について

▶ 容器の転倒防止対策について



シリンダー容器の転倒防止対策として、1本の鎖又はベルトで固定している特定製造所（10ポイント減）であり、2本で固定している製造所は19%（前回は8ポイント増）と比較すると容器転倒防止策として1本掛けから2本掛けが進んでいる。
その他には、4本や5本の鎖で固定しているところがあった。

日本コミュニティーガス協会

2024年度には、2017年度に実施した本アンケートから7年経過し、また、2022年に災害対策マニュアルを発刊したこともあり、改めて地震対策等実施状況調査を実施した。

特定製造所の地震対策、導管の耐震化、災害対策本部及びその他全般にわたり災害時における会員事業者の対応状況を調査した。

アンケート結果を取りまとめ2017年度からの進捗状況等も含め、再度会員事業者へフィードバックすることで更なる災害対策の向上に資するよう2025年度に各支部で開催する保安講習会において周知・要請を実施しているところである。

6. 保安人材の育成

» 業界基準や業界挙げての講習会の実施

コミュニティーガス事業を適切に営むため、保安人材の育成は欠かせないものである。協会では、ガス主任技術者試験を受験する者への支援として講習会の実施や、需要先の消費機器調査を行う調査員資格、PE管工事を行う者への資格の取得に関する講習会を実施し、適切な事業の運営のため資格の取得を要請している。

単位：（人）

種別 \ 年度	2021	2022	2023	2024	2025
ガス主任技術者試験向け講習会	158	324	137	174	
調査員講習会（認定）	1,551	1,550	1,567	1,668	
調査員講習会（再）	5,952	4,776	4,665	5,914	
PE管講習会（認定）	192	252	265	289	
PE管講習会（再）	1,296	1,047	1,020	1,069	